

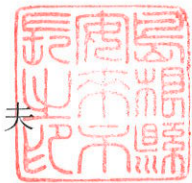
安来市告示第120号

地籍調査の実施の告示

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第4条の規定により適用される国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づいて、島根県知事が令和8年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月22日

安来市長 田中 武夫



記

1 事業計画が定められた年月日

令和8年4月7日

2 調査を実施する者の名称

安来市

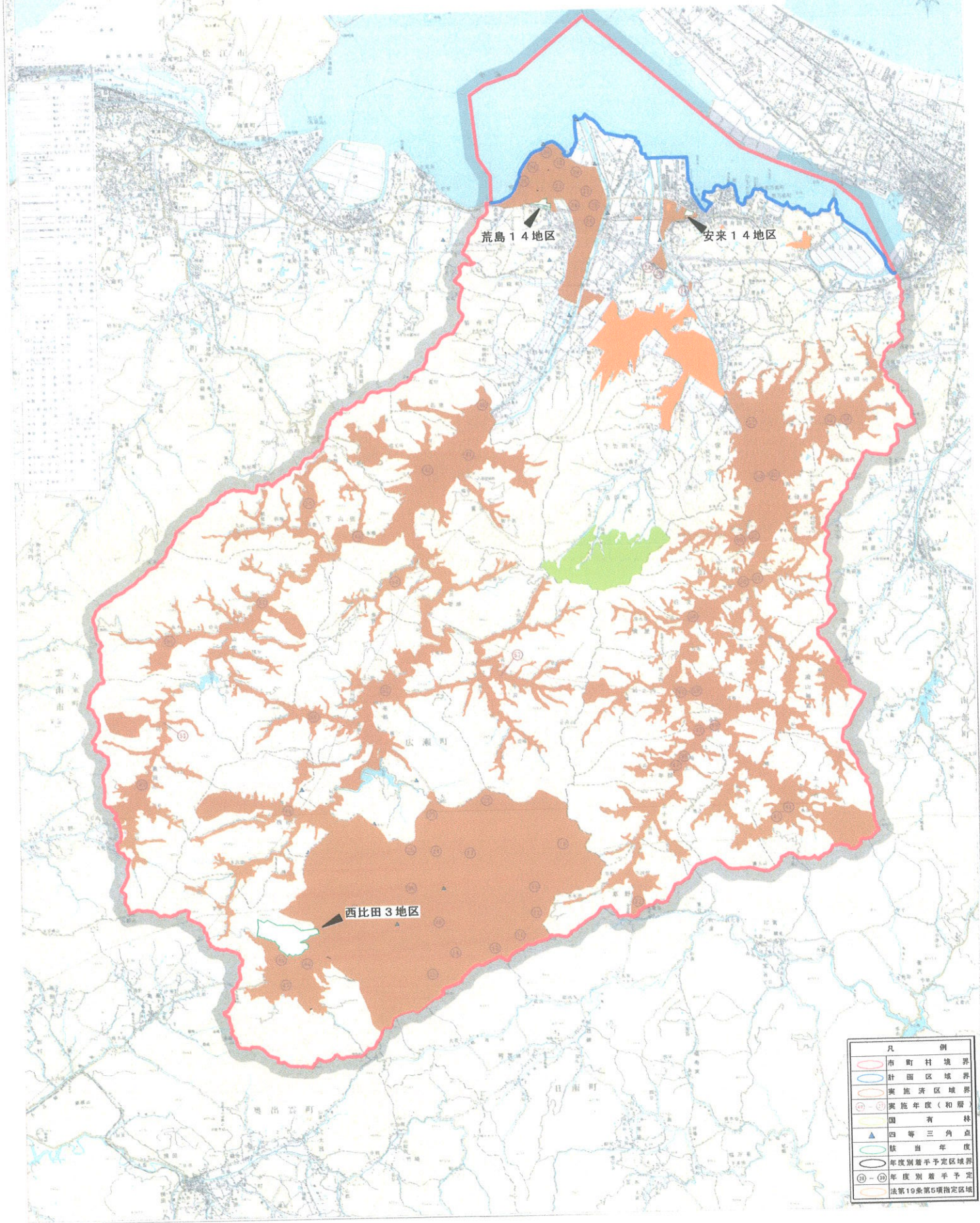
3 調査地域

安来市荒島町	荒島14地区	0.06km ²
安来市安来町	安来14地区	0.03km ²
安来市広瀬町西比田	西比田3地区	1.06km ²

4 調査期間

令和8年5月22日から令和9年3月31日まで

令和8年度地籍調査事業実施区域図



凡 例	
	市町村境界
	計画区域境界
	実施区域境界
	実施年度(和暦)
	国有林
	四等三角点
	該当年度
	年度別着手予定区域界
	年度別着手予定
	法第19条第5項指定区域